

(1) 奄美小学校いじめ防止基本方針

ア 全体計画

奄美小学校いじめ防止基本方針

**学校教育目標**

志を立てて自ら学び、課題解決の力をそなえた心身ともに健康で、感性豊かな子どもを育成する  
～確かな学力の定着と豊かな心をもつ奄美っ子の育成～

**心の教育推進委員会**

- ◇ 目的  
いじめ防止のための未然防止や、早期発見・早期対応の取組を共通理解する。  
問題発生の際には、関係機関と連携を図りながら、初期の対応対策を講じる。
- ◇ 組織構成  
校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，保健主任，学年部生徒指導部員，養護教諭，SSW 等

**PTAとの連携**

- ・ 学級PTA
- ・ 学年PTA
- ・ PTA総会
- ・ PTA理事・評議員会

**関係機関との連携**

- ・ 教育事務所
- ・ 教育委員会
- ・ 福祉政策課
- ・ 警察
- ・ 児童相談所
- ・ 民生委員 等

**生活指導指導方針**

- ・ 基本的な生活習慣の確立
- ・ 望ましい友人関係の確立
- ・ 児童の実態を把握し、職員間の共通理解を図り、総合的、継続的、積極的な指導の推進
- ・ 三者連携，小中連携を深めた指導の徹底

**【いじめの防止】**

- ・ いじめ問題考える週間（4月，9月）  
全学級で学級活動か道徳で授業を行う。
- ・ 「心の教育の日」の実施（毎月第1水曜日）  
学年部ごとに情報交換と共通理解を行う。
- ・ 児童会によるあいさつ運動
- ・ 6年生による朝のボランティア活動
- ・ みんななかよし週間（人権同和教育強化週間）12月  
人権標語の募集と掲示

**【いじめの早期発見】**

- ・ 「学校楽しいーと」等による実態把握（上学年…4月）
- ・ （県）いじめアンケート調査の実施（全学年…9月）
- ・ 定期的な教育相談の実施（毎月第2金曜日）
- ・ 「いじめアンケート」の実施（毎月第1水曜日）  
チェックリストによる実態把握を行う。
- ・ 家庭訪問（4月），保護者面談（7月～11月）による情報収集

**【いじめに対する措置】**

- ・ いじめの事実確認といじめられた児童の安全確保
- ・ 生徒指導を中心とした組織による対応  
対応の在り方及び指導方針の共通理解
- ・ いじめた児童への指導（保護者や関係機関との連携）
- ・ 学級全体への指導（観衆，傍観者への対応と指導）

**生徒指導体制の確立**

- ・ 生徒指導の基本的な考え方と活動計画について共通理解。
- ・ 各種委員会の機能化と職員研修による深化。
- ・ SSWとの連携。
- ・ 生徒指導部内の連携と発信。

**校内各種委員会**

- ・ 生徒指導部会
- ・ 不登校対策委員会
- ・ 心の教育推進委員会

**いじめられている側に寄り添った指導や支援の徹底**

イ 年間計画

月	月別生活努力目標	計画及び詳細	実態調査	各教科・道徳・特別活動	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修等
4	学校をきれいにしよう。	年間及び1学期の活動計画の検討 取組状況確認用紙の作成		いじめを考える週間の実施		各学年の情報教育実践 目標の確認	家庭訪問	基本方針等の確認
5	身なりや身の回りの物を整えよう。	いじめ点検による話し合い	いじめアンケート				教育相談 (児童)	
6	雨の日の過ごし方に気をつけよう。	いじめ点検による話し合い	いじめアンケート	みんななかよし週間 【人権週間】			教育相談 (児童)	
7	きまりある生活をしよう。	いじめ点検による話し合い 1学期の取組状況確認	いじめアンケート				教育相談 (児童)	
8		取組の検証 2学期の活動計画の検討				携帯・ネット利用状況 調査		生徒指導事例研修
9	友達と仲よくしよう。	いじめアンケートの集計と実態に基づいた対応策の検討	いじめアンケート (県)	いじめを考える週間の実施		携帯・ネット利用状況 調査	教育相談 (児童)	
10	時間を守ろう。	いじめ点検による話し合い	いじめアンケート			利用状況調査の分析		いじめアンケートを受けた対応
11	規則正しい生活をしよう。	いじめ点検による話し合い	いじめアンケート			利用状況調査結果報告 (職員・保護者へ)	教育相談 (児童)	
12	言葉づかいに気をつけよう。	いじめ点検による話し合い 2学期の取組状況の確認	いじめアンケート	みんななかよし週間 【人権週間】	人権標語作成		教育相談 (児童)	
1	心のこもったそうじをしよう。						教育相談 (児童)	
2	安全な生活を心がけよう。	3学期の活動計画の検討 いじめアンケートの集計と実態に基づいた対応策の検討	いじめアンケート	みんななかよし週間 【人権週間】			教育相談 (児童)	
3	きまりある生活をしよう。	1年間の取組状況確認 次年度の活動計画案作成	いじめアンケート			年間計画の見直し	教育相談 (児童)	



## 7 規範意識の醸成に向けて

### (1) 生活指導の共通理解事項

校内の服装	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 夏場は、体育服の代わりにワンポイントの白Tシャツは着用可とする。</li> <li>2 冬場の体操服の下に長袖を着用することは認めていない。</li> <li>3 長髪(前後)は、切る、留める、くくるなどして学習の妨げにならないようにする。染色は認めていない。</li> <li>4 ヘアピン、髪留めなどは派手でないものとする。マニキュアやミサंगाは禁止とする。</li> <li>5 靴下は、くるぶしが完全に見えなくなる長さで、白色のものを着用させる。</li> <li>6 儀式の時は、標準服の上着(ボックス)を着用させる。</li> <li>7 長ズボンやタイツなどは、風邪をひいているなどの理由があるとき、保護者からの連絡があったときのみ許可する。</li> </ol>
登下校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教室に入る前には必ず「おはようございます」とあいさつをする。(重点指導項目①)</li> <li>○ 職員から進んであいさつする</li> </ul>
あいさつの入室	<p>「〇年〇組の〇〇です。」  「〇〇先生に用事があります。」(「鍵を取りにきました。)」 など  「入ってもいいですか。」  「失礼します。」</p>
入室	<p>用事が済んだら  「失礼しました。」</p>
来客	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大きな声(心を込めた)で「おはようございます」「こんにちは」のあいさつをする。</li> <li>○ 学年の実態に合わせて会釈をすることも指導していく。</li> </ul>
	<p>授業の始まり・終わりのあいさつについては、できるまで担任(専科)でしつける。</p>
整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次に使う人のことを考えて、トイレのスリッパをきれいに並ばせる指導に努める。</li> <li>○ 靴箱へは、かかとをそろえて直す指導を徹底する。</li> <li>○ 引き出しの中や棚の整理整頓への指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担任自ら教卓の整理に努める。</li> <li>・ 学年の実態に応じて、机の引き出しを整理させてから下校させる。</li> </ul> </li> </ul>
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校に必要な物(お菓子やゲームなど)を持ってこさせない。(バレンタイン前にはきちんと指導する)</li> <li>○ カイロは学校に持ってこさせない。</li> </ul>
服装	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必ず帽子を着用</li> <li>○ 標準服で登下校(体操服姿や上着を着けずにベストやセーターを着ての登下校禁止)</li> </ul>
登下校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決められた通学路</li> <li>○ 左右確認、道幅に広がらない</li> <li>○ 渡っている横断歩道は、「村田薬局前」、「コスモ石油前」、「ファミリーマート前」の3つとする。その他の横断歩道は使用させず、奄高前の歩道橋を渡らせる。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 7:30～8:00までに登校させる。(8:15までに着席)</li> <li>○ 東門は使用しない。</li> <li>○ 正門の通用門、駐車場裏門は、9時に閉まるので、それ以降の登校は給食室側の裏門を使用する。(業者等の車の出入りがあるため、安全に十分注意させる。)</li> <li>○ 校区外及び山田団地の子どものみ、車での送迎を認める。(安全な場所で降車させるよう保護者に周知する。)</li> <li>○ 忘れ物を取りに帰るなど、勝手に校内から出ることは禁止する。</li> </ul>
朝の確認	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康観察の実施(一人一人名前を読み上げ、大きな声で返事をさせる)</li> <li>2 連絡なしの家庭には、確実に連絡を取り、現状についての認識を深めておく。(家庭との連携)</li> <li>3 水曜日を中心に容儀検査を実施する。</li> </ol>
会登	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月5日以上欠席した児童、欠席累計が30日を過ぎた児童は、生徒指導主任に報告する。そして、長期欠席児童扱いか不登校傾向児童、不登校児童かを検討する。</li> </ul>

	校	○ 大島地区の月例報告等に出欠数を計上する必要も出てくる。
問題行動	1	問題行動が発覚したら、学級担任・学年主任で把握できた状況を生徒指導主任・教頭・校長へ連絡する。(報告・連絡・相談の徹底)
	2	問題児童により、事実関係を一つにする。
	3	状況や事件により、学校において(事実確認, 謝罪, 和解)の機会を設ける。
朝の活動	集会活動	1 集会等は時間通りに始められるようにする。(5分前に移動) 2 朝の会終了後、教室前に2列に整列し静かに移動する。 3 体育館では、静かに待つようにする。
	各活動	1 仲よし体育や委員会活動(係活動) ○ それぞれ時間通りに始められるようにする。(5分前に移動) ○ 活動終了後は、速やかに移動する。(1校時に遅れないように) 2 学習, 読書, 計算達人, 漢字博士 ○ 担任もしくは日直や係を中心に、静かに集中して取り組ませる。 3 朝の活動時間, ゴムボールでの遊びは禁止とする。
授業	授業	○ 「学習の約束」を確認し、意識させる。 ○ 筆記用具は鉛筆を使用させる。シャープペンシルは使用不可とする。 ○ 1分前着席を心がけさせる(高学年)。チャイム着席をする(低学年)
	移動教室	○ 廊下の右側に2列にきちんと整列し、静かに移動する。 ○ 時間に遅れないように余裕も持って行動する。 ○ 担任または専科の先生方の確実な見届けをする。 ○ 天気の良い日は、校長室前の廊下を通らせない。
休み時間	1	次の授業の準備を済ませてから、トイレや水飲みに行かせる。
	2	忘れ物があった場合は、必ず授業開始までに担任に連絡するようにさせる。
	3	廊下や階段では走らない・騒がない・右側通行(はさみ運動)の徹底
	4	上履きで外に出ない。
	5	基本的に公衆電話は使用させない。使用する場合は、担任または教職員の許可をとるようにさせる。(無断使用禁止)
給食	1	当番は制服のボックスを脱いで給食着に着替え、必ずマスクを着用させる。寒い日のボックス着用は、担任裁量とする。
	2	担任で当番の確認(マスク, 手洗い, 服装など)し、整列して移動させる。
	3	当番以外の児童は、4校時終了後速やかに手洗い・トイレを済ませ、着席して待つようにさせる。
	4	食べ終わった児童は、おぼんをきれいに洗い、歯みがきをするようにする。また、水道におぼん等の置き忘れがないかしっかり確認する。
	5	給食終了(13:05)のチャイムが鳴るまで、遊びに行かせることがないようにする。
昼休み	1	体育館の利用については、必ず担任もしくは学年の先生がついて遊ぶようにする。
	2	駐車場, 3階校舎周り, 体育館渡り廊下, 給食室前で遊ばせない。(別紙参照) 特に、体育館渡り廊下での一輪車は、危険なので広い校庭で乗るように指導する。
	3	ガジュマルの木を含め、校庭の木登りは禁止とする。
	4	校庭でのボールを蹴る遊びは禁止とする。
	5	多目的ホール前の天窗の上に乗ることは禁止とする。
	6	ベランダには、掃除, 観察以外では出さない, 遊ばせない。
掃除	取り	1 「5分前」の放送の合図で遊びをやめて、速やかに移動・準備をする。
	か	2 作業時間いっぱい取り組ませる。
	か	3 無言作業で取り組ませる。
	り	4 窓を開け、ボックスを脱いで取り組ませる。
		5 ゴミを捨てに行くときは、外履きに履き替えさせる。
道具	1	掃除の仕方や道具の使い方は、発達段階に応じて学年はじめ, 学期はじめに指導する。
	2	掃除道具(ほうき・バケツ・ぞうきんなど)の片付けに関しても見届けを行う。

放 課 後	1 帰りの会終了後に直接少年団や習い事に行かせない。(いったん帰宅させる。) 2 個別指導や居残りをさせる場合は、16時35分までとする。(16時45分までには校門を出す。) なお、担任不在時の居残りは不可とする。職員会議等で教室を離れる場合も不可。
校 外 の 過 ご し 方	1 ゲームコーナーやプリクラは保護者同伴のときだけ許可する。保護者が買い物をしているときに子どもだけでゲームをしたり、プリクラを撮ったりすることは学校として認めない。 2 子どもだけでの釣り、川や海での遊びはしない。 3 買い食いはしない。買った食べ物は、家で食べるようにさせる。 4 子どもだけで用もないのに店に入らない。(万引き防止) 5 祭りは、必ず保護者同伴で行く。 6 子どもだけで校区外へ行かない。(自転車はもちろん、徒歩でも行かない) 7 子どもだけでの外泊も禁止とする。 8 自転車に乗ってよいのは、3年生以上とする。自転車に乗る際は、ヘルメットを着用する。

## (2)「奄美っ子のやくそく」の周知や活用について

- 年度始めの学級PTAで配布し、保護者の理解をもらう。
- 「奄美っ子のやくそく」をさらに細かに記した内容が(1)になっている。子どもの実態によって「奄美っ子のやくそく」の載せるとよい事案等があった場合は、教育課程編成部会等で内容を検討し、次年度に引き継ぐ。
- 必要に応じて、記載されている内容を長期休業中のしおりに挿入することもある。

